

奈良県ニホンジカ適正管理事業実施計画

【奈良県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）】

（平成27年12月7日から平成28年3月31日まで）

1 背景及び目的

ニホンジカの分布域拡大や個体数増加により、奈良県においては農林業被害が深刻な問題となっている。また、下層植生への食圧により自然植生への影響が顕在化するなど、生態系や水源涵養機能への影響も懸念されている。

県では、農林業被害を社会的許容範囲内に抑え、地域個体群を自然環境とバランスの取れた形で安定的に維持することを目的として「奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第5次）」を策定し、個体数密度の低減に取り組んできたが、農林業被害の顕著な低減は見られていない。

そこで、鳥獣保護法の一部改正により創設された「指定管理鳥獣捕獲等事業（奈良県事業名：ニホンジカ適正管理事業）」を活用し、県が実施主体となり、平成23年の紀伊半島大水害以降に十分な捕獲が行われていない下記区域において、ニホンジカ捕獲を推進する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
五條市大塔町 区域	平成27年12月7日～平成28年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 平成27年12月7日～平成28年3月31日(40日間程度)

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
五條市大塔町区域	五條市大塔町 (中原、中原 開拓、堂平、 飛養曾、引土、 殿野)	五條市大塔町地域はニホンジカ の被害が著しいが、平成2 3年9月に発生した紀伊半島 大水害により甚大な被害を受 け、それ以降十分な捕獲が行 われていないため捕獲の強化 を図る。	

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
五條市大塔町区域	ニホンジカ捕獲数84頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
五條市大塔町区域	銃猟(巻き狩り等)及び わな猟(くくりわな等)	巻き狩りは2回程度 くくりわな100基程度

②作業手順

<p>【関係者との調整】 関係市との協議や利害関係人からの意見聴取を行うとともに、実施区域内における関係機関(猟友会・土地所有者・地元自治会等)に対しては、事前説明を実施し合意形成を図る。</p> <p>【捕獲等の実施】 本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に事業を委託し、捕獲等を実施する。</p> <p>【安全管理】 受託者が下記の安全管理を講じるよう適切に監督する。</p> <p>① 安全教育、訓練等の実施</p> <p>② 安全管理体制の構築</p>
--

【捕獲個体の回収・処分方法】

地形等の関係から回収不能の場合を除き、捕獲した個体は搬出し、適切に処分する。
なお、搬出が困難な場合は、適切に埋設する。

【錯誤捕獲への対応方針】

ツキノワグマ等が錯誤捕獲された場合、受託者は速やかに県に連絡し、その指示に従うものとする。

イノシシ等の有害獣が捕獲される可能性があるため、イノシシ等についてもあらかじめ捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。

【捕獲情報の収集・評価】

受託者から、捕獲数（雌雄別）、捕獲場所、捕獲個体のサイズ、妊娠の状況等を収集し、専門家等の意見も踏まえ、事業評価を行う。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項

実施しない

(3) 夜間銃猟に関する事項

実施しない

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】

奈良県

【実施方法】

委託

【委託の範囲】

ニホンジカの捕獲

【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者等

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・事業実施にあたっては、十分に周知を行い、事故等の発生がないよう万全を期す。
- ・必要に応じ事業実施区域周辺に注意を促す看板等を設置し、山菜採りや登山等で入山した住民の安全を確保する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・静穏の保持を目的として指定された特定猟具使用禁止区域（銃猟）内で、止むを得ず発砲する場合は、発砲回数を必要最小限にするなど、静穏の保持に配慮する。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律およびその他関係法令を遵守するものとする。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・生態系に影響のない捕獲後の処理方法を徹底する。

(3) 地域社会への配慮

- ・くくりわな等を設置する際には、標識を見やすい位置に表示するなど、地元住民や入林者への被害防止対策を徹底する。

事業実施区域

五條市大塔町

- 中原
- 中原開拓
- 殿野
- 堂平
- 飛養曾
- 引土

